

令和4年6月2日提出

令和4年6月市議会定例会
議案参考資料

木更津市

令和4年6月市議会定例会議案参考資料目録

| 議案番号 | 件名 | 頁 |
|--------|--|----|
| 議案第32号 | 木更津市副市長の履歴事項 | 1 |
| 議案第36号 | 木更津市固定資産評価審査委員会委員の履歴事項 | 2 |
| 議案第37号 | 人権擁護委員候補者の履歴事項 | 3 |
| 議案第38号 | 人権擁護委員候補者の履歴事項 | 5 |
| 議案第39号 | 人権擁護委員候補者の履歴事項 | 7 |
| 議案第40号 | 木更津市税条例の新旧対照表 木更津市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表 | 8 |
| 議案第41号 | 木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表 | 20 |
| 議案第42号 | 木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表 | 21 |
| 議案第43号 | 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表 | 24 |
| 議案第44号 | きみさらず聖苑の指定管理者に指定しようとする団体の概要 きみさらず聖苑指定管理者候補者選定評価結果表 | 25 |
| 議案第45号 | 入札結果調書 | 27 |
| 議案第46号 | 認定する市道路線の位置図 | 28 |

議案第 32 号 (木更津市副市長の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 田 中 幸 子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

議案第 36 号 (木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 齊 藤 英 一

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

議案第 37 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 藤 森 けい子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

| 年度 | 出席を依頼した回数 | 出席回数 | 備考 |
|--------|-----------|------|---------------|
| 平成 2 9 | 5 | 5 | 人権相談 3 日・ 9 件 |
| 3 0 | 5 | 5 | 人権相談 4 日・ 9 件 |
| 令和 元 | 6 | 6 | 人権相談 4 日・ 8 件 |
| 2 | 0 | 0 | 人権相談 0 日・ 0 件 |
| 3 | 5 | 5 | 人権相談 1 日・ 2 件 |

議案第 38 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 佐久間 克 美

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

| 年度 | 出席を依頼した回数 | 出席回数 | 備考 |
|--------|-----------|------|-----------------|
| 平成 2 9 | 1 0 | 1 0 | 人権相談 5 日・ 1 4 件 |
| 3 0 | 1 2 | 1 2 | 人権相談 5 日・ 1 2 件 |
| 令和 元 | 1 6 | 1 6 | 人権相談 5 日・ 7 件 |
| 2 | 3 | 3 | 人権相談 1 日・ 1 件 |
| 3 | 8 | 8 | 人権相談 1 日・ 1 件 |

議案第39号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 安 藤 順 子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

新旧対照表

○議案第40号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>木更津市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和36年12月25日 条例第44号</p> <p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 市長は、法第20条の10に規定する証明書（以下本条において「納税証明書」という。）の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）を請求する者から手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（所得割の課税基準）</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規</u></p> | <p>木更津市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和36年12月25日 条例第44号</p> <p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 市長は、法第20条の10に規定する証明書（以下本条において「納税証明書」という。）の交付を請求する者から手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（所得割の課税基準）</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（1）<u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>（2）<u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知</u></p> |

則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。) に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

3 略

(市民税の申告)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただ

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただ

し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。））の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）についてはこの限りでない。

2～8 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）略

（2）所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3）・（4）略

2～5 略

し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）についてはこの限りでない。

2～8 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）略

（2）・（3）略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第

71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 略

附 則

【個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除】

第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5

69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 略

附 則

【個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除】

第5条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5

| | |
|--|--|
| <p>の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> | <p>の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> |
| <p>第8条の2 略</p> | <p>第8条の2 略</p> |
| <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> | <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> |
| <p>3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> | <p>3 法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> |
| <p>4 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>4 法附則第15条第23項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> | <p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> |
| <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> | <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> |
| <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の</p> | <p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の</p> |

| | |
|---|--|
| <p>条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> | <p>条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> |
| <p>26・27 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提</p> | <p>25・26 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提</p> |

| | |
|---|--|
| <p>提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 9 略</p> | <p>出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 9 略</p> |
| <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> | <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> |
| <p>11・12 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> | <p>11・12 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> |
| <p>第14条の3 略</p> | <p>第14条の3 略</p> |
| <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等</u>（以下この項において「<u>特定上場株式等の配当等</u>」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> | <p>2 前項の規定のうち、<u>租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等</u>（以下この項において「<u>特定上場株式等の配当等</u>」という。）に係る配当所得に係る部分は、<u>市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> |
| | <p>(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u> (2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> | <p>3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> |
| <p>第15条の2 略</p> | <p>第15条の2 略</p> |
| <p>2 略</p> | <p>2 略</p> |
| <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> | <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> |
| <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> | <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> |
| <p>第16条の4 略</p> | <p>第16条の4 略</p> |
| <p>2・3 略</p> | <p>2・3 略</p> |
| <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> | <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> |
| | <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> |
| <p>5 略</p> | <p>5 略</p> |
| <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> | <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> |
| <p>第16条の4の2 略</p> | <p>第16条の4の2 略</p> |
| <p>2・3 略</p> | <p>2・3 略</p> |
| <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよ</p> | <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達され</p> |

うとする旨の記載があるときに限り、適用する。

る時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。
)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用
配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長
が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書
及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告
書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しない
ことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲
げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に
限る。)

5 略

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第
3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適
用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則
第16条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当
等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定す
る確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配
当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適
用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額につい
て租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す
る法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第
3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額
を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」と
あるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替
えて適用される法第37条の4」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第
3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適
用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則
第16条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当
等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同
条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けよう
とする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載があ
る場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得
ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当
等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税
条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の
2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課さ
れたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるの
は「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適
用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第16条の8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)
第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しく
は延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金
その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に

第16条の8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。
次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項
に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はそ
の規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価

| | |
|---|--|
| <p>規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。</p> | <p>の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第16条の9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>(読替規定)</p> |
| <p>(読替規定)</p> <p>第22条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> | <p>(読替規定)</p> <p>第22条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> |

新旧対照表

○議案第40号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>木更津市税条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月24日 条例第23号</p> <p>【木更津市税条例の一部改正】</p> <p>第1条 木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>中略</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>後略</p> <p>附 則 （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> | <p>木更津市税条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月24日 条例第23号</p> <p>【木更津市税条例の一部改正】</p> <p>第1条 木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>中略</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>後略</p> <p>附 則 （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> |

新旧対照表

○議案第41号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p> | <p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p> |
| <p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> |

新旧対照表

○議案第42号 木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

| 新 | 旧 | | | | | | | | |
|---|---|----|----------------|---------------|---|----|----|----------------|---------------|
| <p>木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 平成27年6月25日 条例第24号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市市民活動支援センター</td> <td>木更津市中央一丁目4番9号</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 木更津市市民活動支援センター | 木更津市中央一丁目4番9号 | <p>木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例 平成27年6月25日 条例第24号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市市民活動支援センター</td> <td>木更津市中央一丁目1番6号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(暖房及び冷房実施期間)</p> <p>第7条 センターの暖房及び冷房の実施期間は、原則として次に定めるとおりとする。</p> <p>暖房 11月1日から3月31日まで 冷房 6月1日から9月30日まで</p> <p>第8条～第11条 略</p> | 名称 | 位置 | 木更津市市民活動支援センター | 木更津市中央一丁目1番6号 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 木更津市市民活動支援センター | 木更津市中央一丁目4番9号 | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 木更津市市民活動支援センター | 木更津市中央一丁目1番6号 | | | | | | | | |
| <p>第7条～第10条 略</p> <p>(登録団体の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第9条第2項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条～第14条 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第15条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第11条の規定により登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。</p> <p>(4) 第13条第2項各号に該当する使用をしたとき。</p> | <p>第7条 センターの暖房及び冷房の実施期間は、原則として次に定めるとおりとする。</p> <p>暖房 11月1日から3月31日まで 冷房 6月1日から9月30日まで</p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(登録団体の取消し等)</p> <p>第12条 指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第10条第2項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第16条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第12条の規定により登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。</p> <p>(4) 第14条第2項各号に該当する使用をしたとき。</p> | | | | | | | | |

(5) 第13条第3項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。

(6)・(7) 略

第16条～第21条 略

(入館の禁止等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

(1) 第20条第1項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者

(2)・(3) 略

(立入り)

第23条 略

(原状回復)

第24条 使用者は、その使用が終了したとき（第15条の規定により使用許可の取消しがあったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

2 略

(損害賠償)

第25条 略

(警察署長への意見聴取)

第26条 市長は、第13条第2項又は第15条の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、センターを使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

第27条・第28条 略

別表（第16条第3項）

| 施設等の区分 | 単位 | 利用料金 |
|---------|--------|--------|
| 第1会議室 | 1時間当たり | 370円 |
| 第2会議室 | 1時間当たり | 210円 |
| メールボックス | 1年当たり | 1,000円 |

備考

1 市外のものが会議室を使用する場合の利用料金は、施設等の区分に応じて本表に規定する利用料金にその5割に相当する額を加算した額とする。

(5) 第14条第3項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。

(6)・(7) 略

第17条～第22条 略

(入館の禁止等)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者

(2)・(3) 略

(立入り)

第24条 略

(原状回復)

第25条 使用者は、その使用が終了したとき（第16条の規定により使用許可の取消しがあったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

2 略

(損害賠償)

第26条 略

(警察署長への意見聴取)

第27条 市長は、第14条第2項又は第16条の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、センターを使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

第28条・第29条 略

別表（第17条第3項）

| 利用料金の区分 | 基本利用料金 | | | | 加算利用料金 |
|---------|---------------|--------------|-----------------|-----------------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | |
| 施設等の区分 | 午前9時から午前12時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで | |
| | | | | | |

- る。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 メールボックスの利用料金は、4月1日から翌年の3月31日までの利用料金とし、この期間の途中から、又は途中までの使用も同額とする。

| | | | | | | |
|---------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--|
| 第1 会 議 室 | 平日 | 1,700円 | 1,920円 | 3,070円 | 5,820円 | 1 暖房又は冷房を実施する期間に使用する場合は、基本利用料金の6割に相当する額 2 市外のものを使用する場合は、基本利用料金の5割に相当する額 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 2,210円 | 2,500円 | 4,000円 | 7,570円 | |
| | 第2 会 議 室 | 平日 | 850円 | 960円 | 1,530円 | |
| 土曜日 日曜日 祝日 | | 1,100円 | 1,250円 | 2,000円 | 3,780円 | |
| メールボ ックス(年額) | | 1,000円 | | | | |

注

- 1 会議室の利用料金は、基本利用料金と加算利用料金を合算した額とする。
- 2 メールボックスの利用料金は、4月1日から翌年の3月31日までの利用料金とし、この期間の途中から、又は途中までの使用も同額とする。

新旧対照表

○議案第43号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号</p> <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「市及び当該」と、「<u>交付しなければならない。</u>」とあるのは「<u>交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。</u>」とする。</p> | <p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号</p> <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「<u>当該支払をした</u>」とあるのは「<u>市及び当該</u>」と、「<u>交付し</u>」とあるのは「<u>交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し</u>」とする。</p> |

議案第44号 (きみさらず聖苑の指定管理者の指定について)

きみさらず聖苑の指定管理者に指定しようとする団体の概要

| | |
|---------|---|
| 所 在 | 木更津市潮見三丁目13番2号 |
| 名 称 | かずさまごころサービス株式会社 |
| 代 表 者 名 | 代表取締役 白川 裕康 |
| 設 立 | 平成31年4月25日 |
| 資 本 金 | 50,000,000円 |
| 従 業 員 数 | 役員4名 従業員15名 |
| 事 業 内 容 | 1 木更津市新火葬場整備運営事業に関する次の業務 (1) 木更津市新火葬場の設計・建設及び工事監理に係る業務 (2) 木更津市新火葬場の維持管理に係る業務 (3) 木更津市新火葬場の運営に係る業務 2 前号に附帯する一切の業務 |

議案第44号 きみさらず聖苑指定管理者候補者選定評価結果表

| 選定基準 | 審査（評価）基準 | 可 | 否 |
|---|--|----|----|
| 1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号） | (1)管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2)利用者の平等な利用の確保について | 9人 | 0人 |
| 2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号） | (1)施設の設置目的との適合性について (2)利用者に対するサービスの向上について (3)利用促進、利用者増への取組みについて (4)その他新規、魅力的な提案の有無について (5)施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6)施設管理の安全性への配慮について (7)事業計画の実現可能性について | 9人 | 0人 |
| 3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号） | (1)施設管理への意欲、熱意について (2)類似施設等の管理運営実績等について (3)安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4)団体の安定性、継続性について (5)団体の運営の透明性、公正性について (6)収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7)収支計画の実現可能性について | 9人 | 0人 |
| 4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号） | (1)社会的弱者への対応について (2)災害等緊急時の対応について | 9人 | 0人 |
| 総合評価 | | 9人 | 0人 |

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

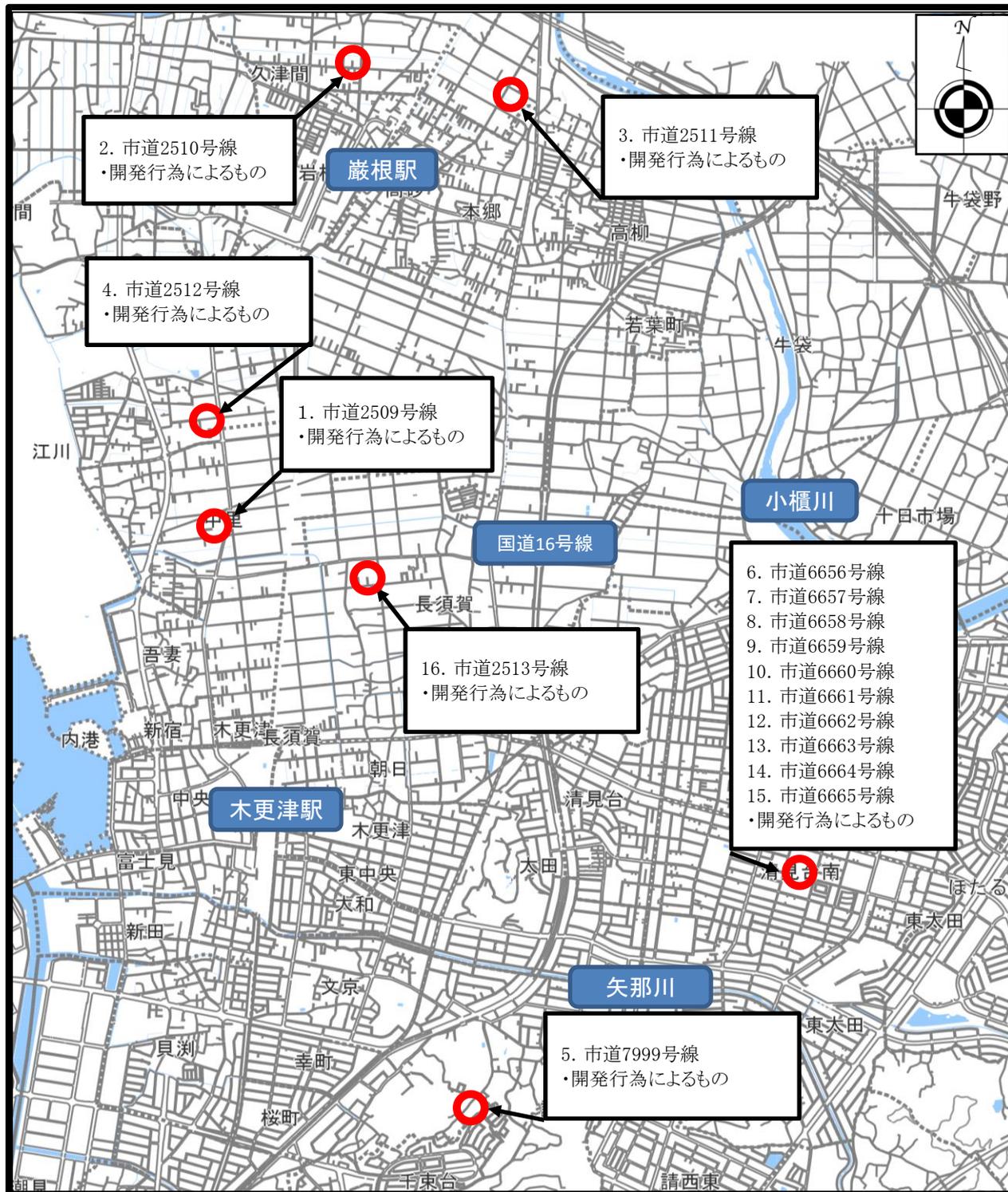
【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第45号 入札結果調書

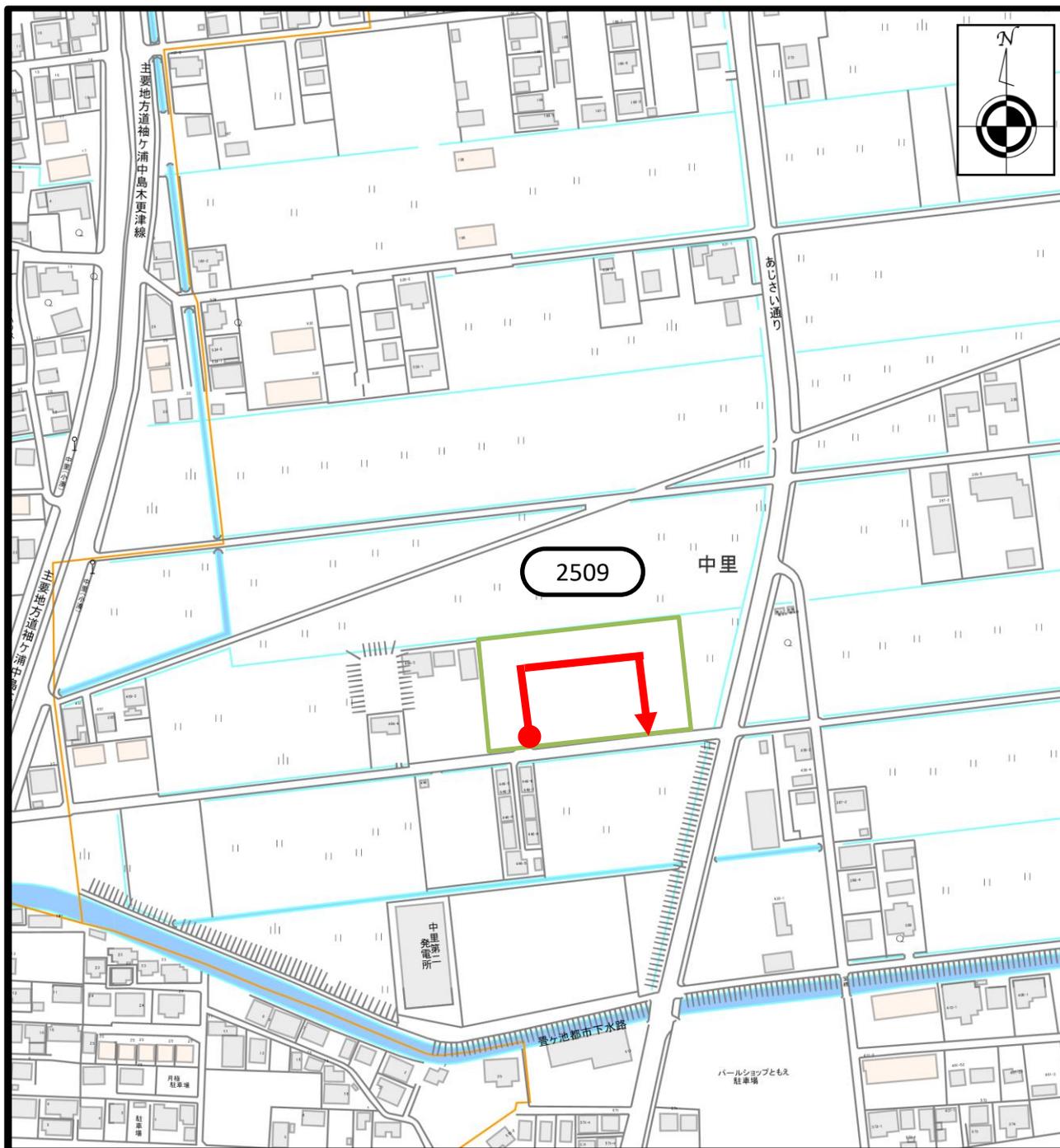
| | | |
|-----------------------------|-------------|---------------------------------|
| 議案番号 | 議案第45号 | |
| 工事名 | 救助工作車整備事業 | |
| 入札年月日 | 令和4年4月22日 | |
| 入札業者 及び 入札額 ○印は落札者 | 1 | 株式会社清水商会 220,000,000円 |
| | 2 | 株式会社吉田商会 193,119,000円 |
| | 3 | 株式会社赤尾東京本社 辞退 |
| | 4 | ○ 櫻護謨株式会社 172,720,000円 |
| | 5 | 帝商株式会社 260,000,000円 |
| | 6 | 長野ポンプ株式会社東京営業所 195,000,000円 |
| | 7 | 日本ドライケミカル株式会社車輛営業部 辞退 |
| | 8 | 日本機械工業株式会社本社営業部 192,000,000円 |
| | 9 | 株式会社野口ポンプ製作所 辞退 |
| | 10 | 平和機械株式会社 198,000,000円 |
| | 11 | 株式会社ベルリング 辞退 |
| | 12 | 株式会社モリタ東京支店 250,000,000円 |
| 入札回数 | 1回 | 2回 |
| 最低入札額 | 172,720千円 | — |
| 最高入札額 | 260,000千円 | — |
| 落札率 | 99.9パーセント | |
| 工期限 | 令和5年3月31日限り | |

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

認定する市道路線の位置図



1. 市道2509号線

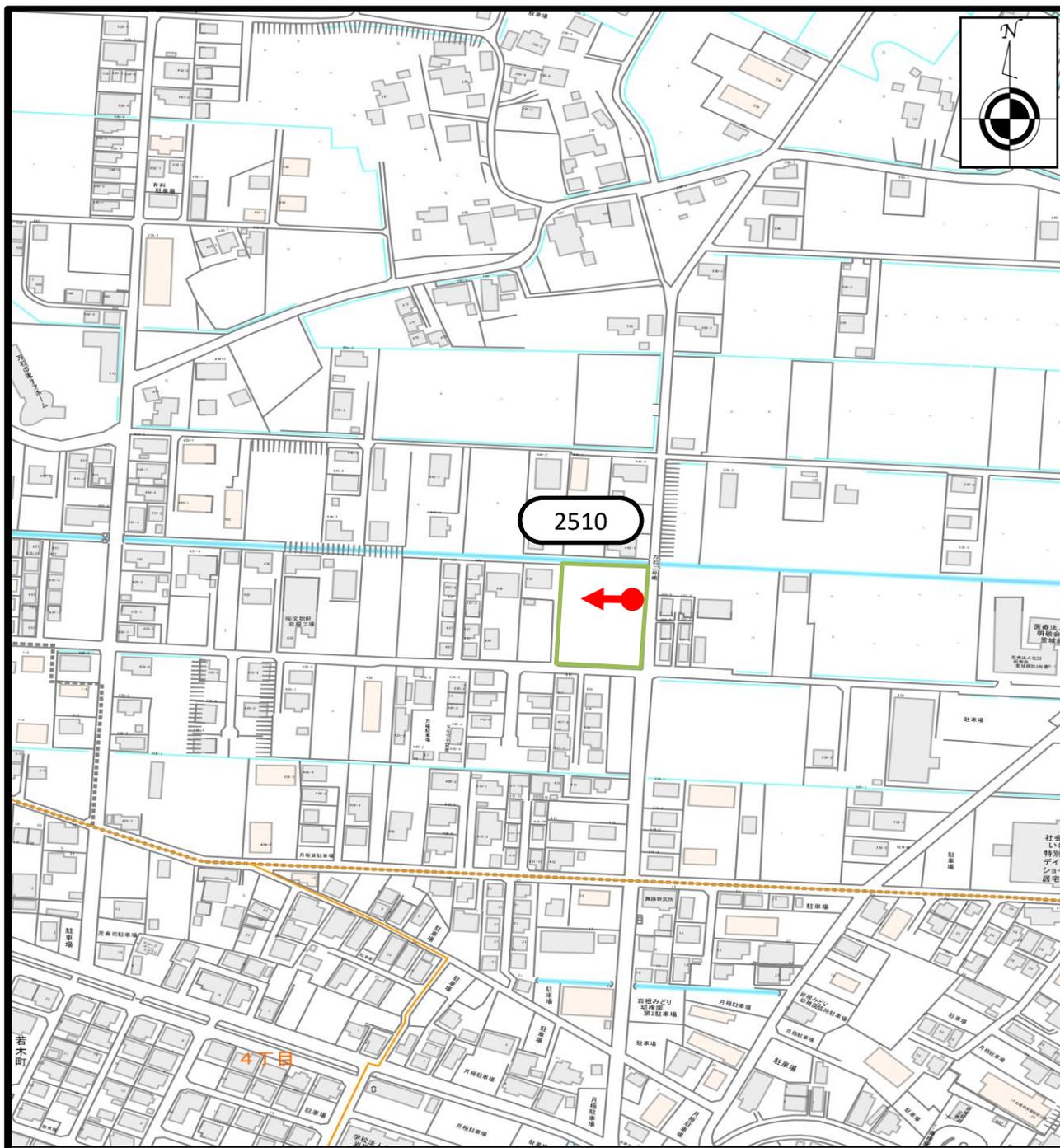


| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|-------|------|------|
| 1 | 2509 | 134.7 | 6.0 | 10.2 |

(単位：メートル)



2. 市道2510号線

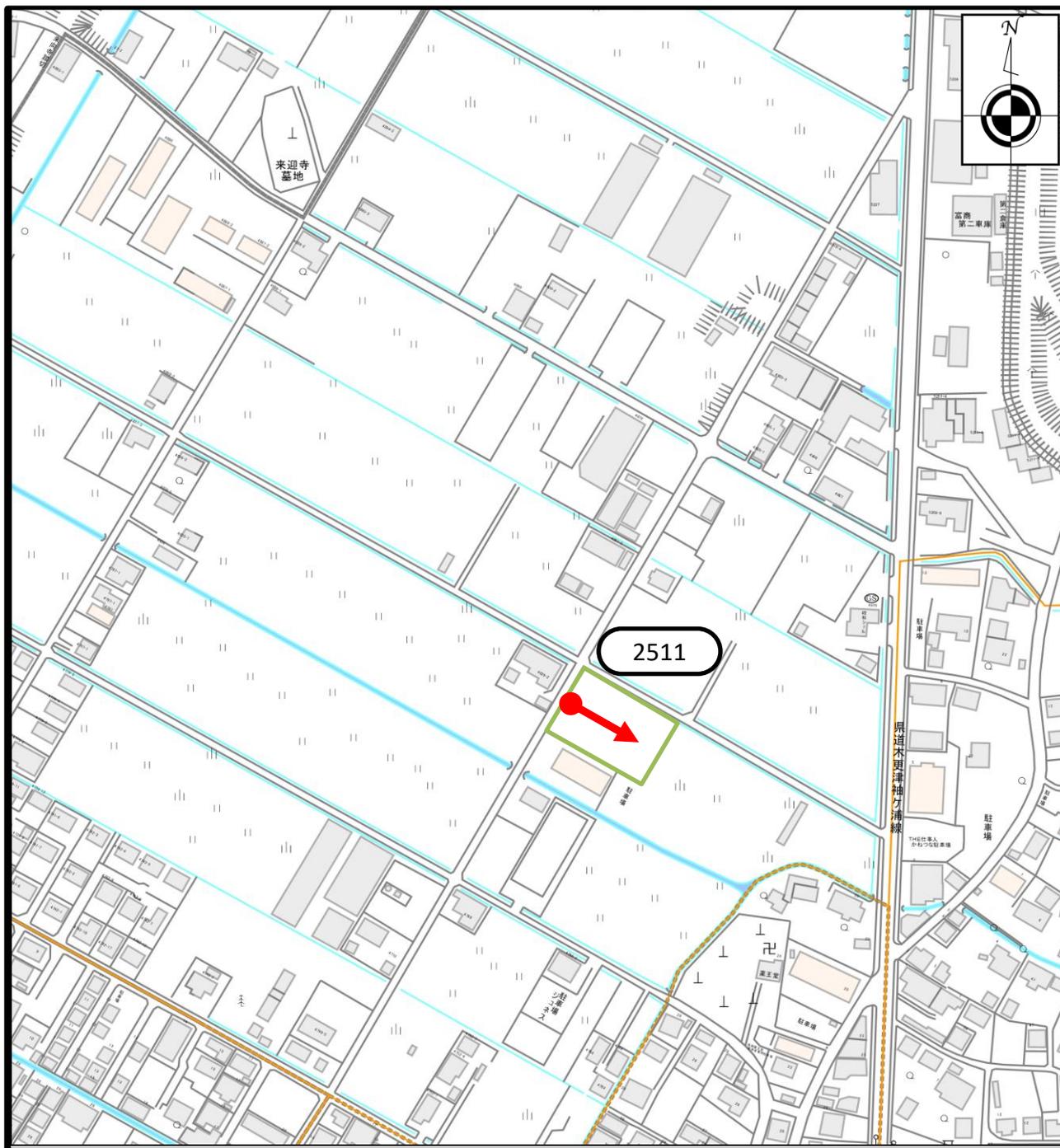


| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|------|------|------|
| 2 | 2510 | 32.2 | 5.0 | 9.2 |

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

3. 市道2511号線

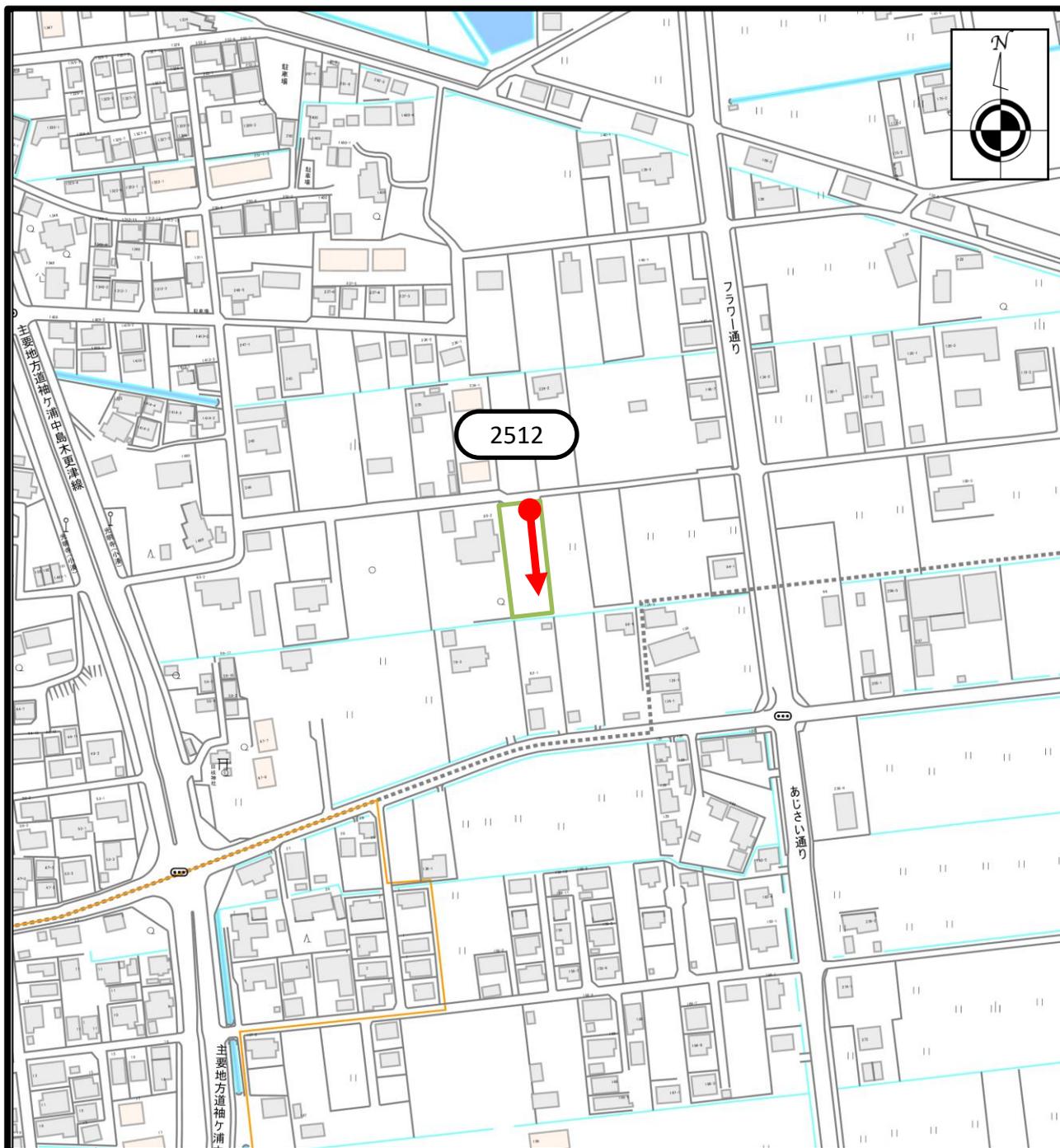


| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|------|------|------|
| 3 | 2511 | 44.5 | 5.0 | 9.2 |

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

4. 市道2512号線



| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|------|------|------|
| 4 | 2512 | 44.4 | 6.0 | 10.3 |

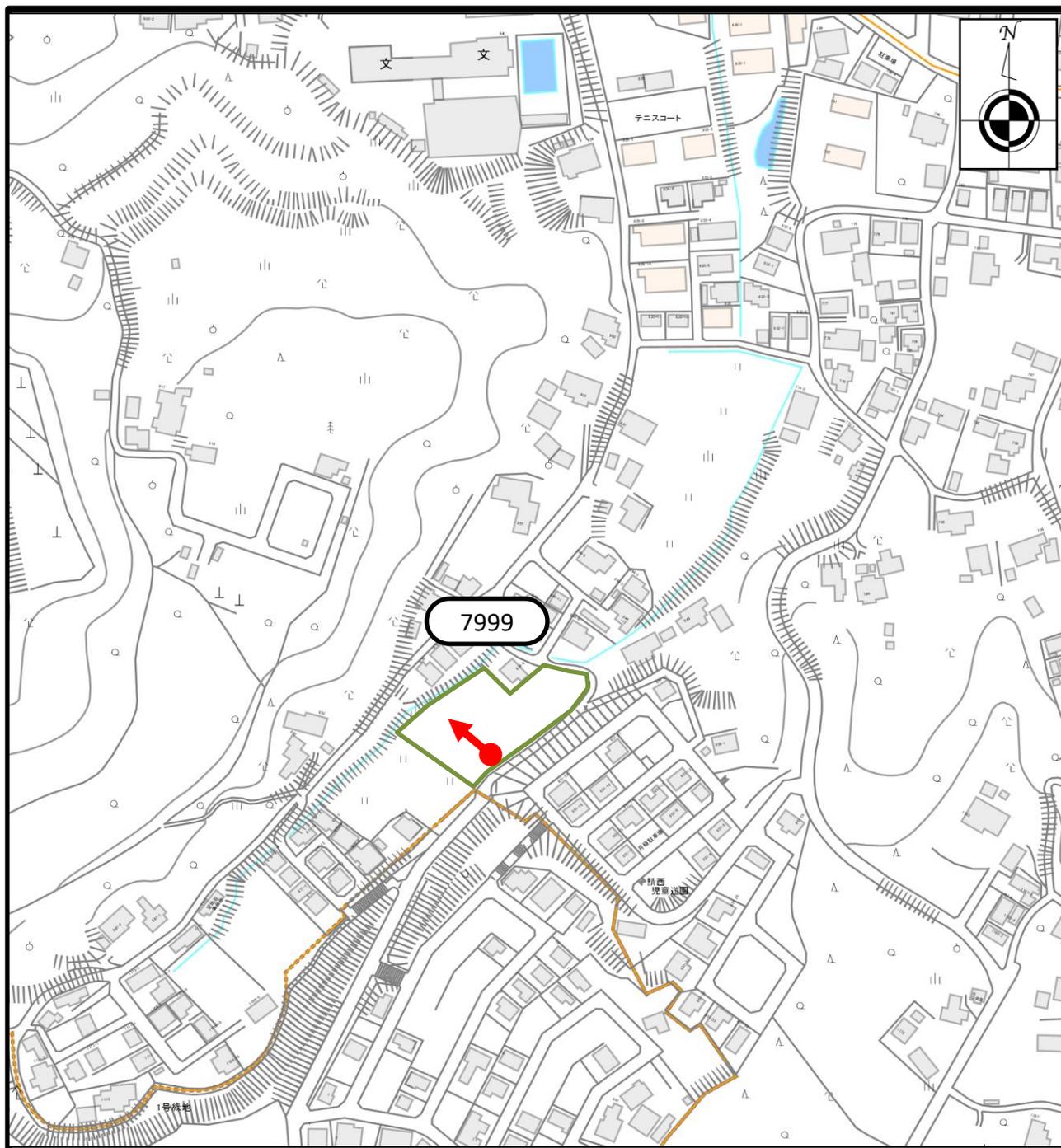
(単位：メートル)

● 起点

▲ 終点

□ 開発区域

5. 市道7999号線

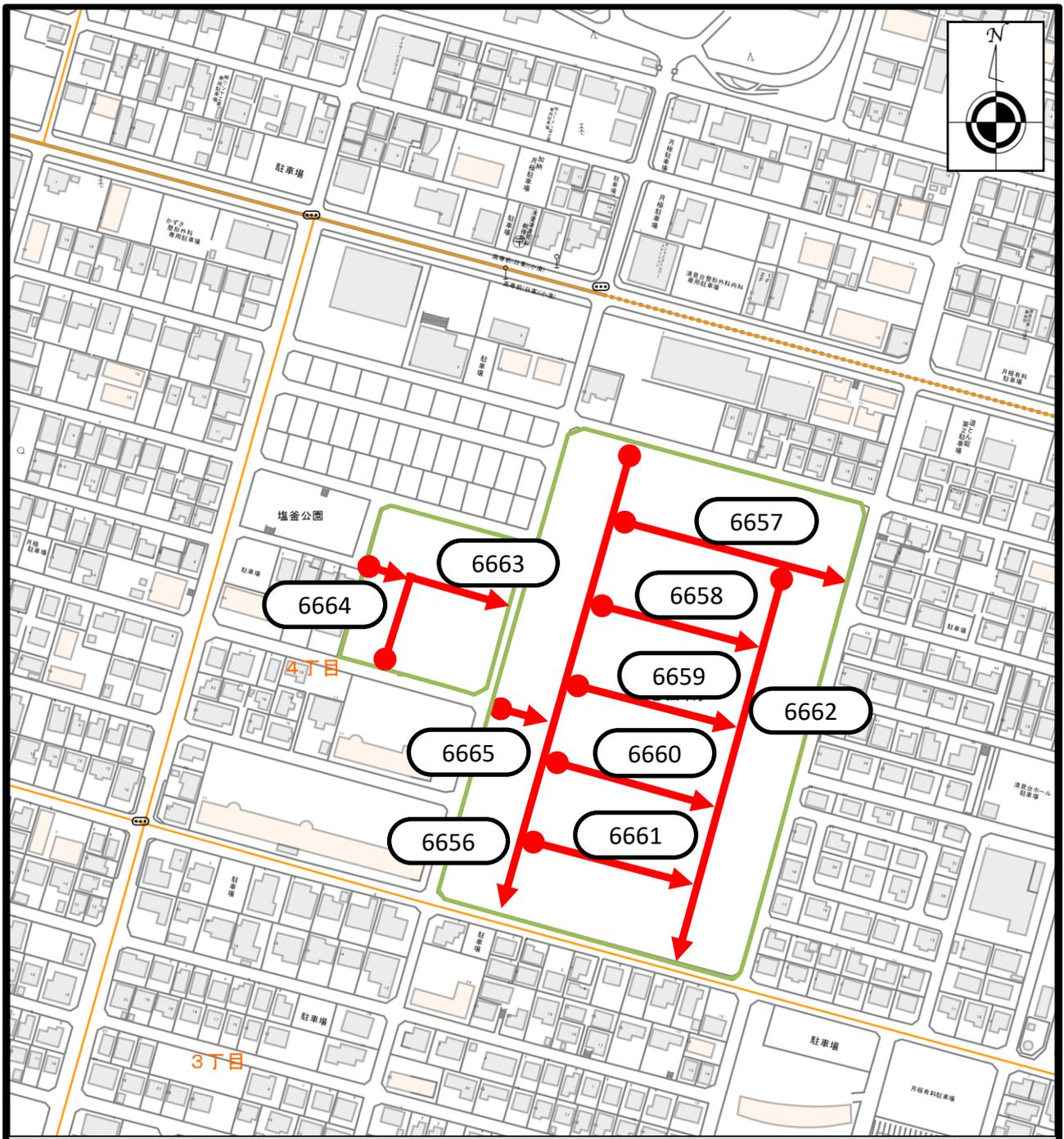


| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|------|------|------|
| 5 | 7999 | 31.0 | 5.0 | 9.2 |

(単位：メートル)

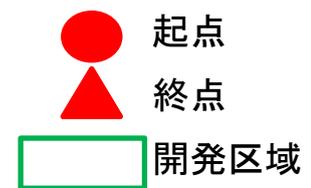
- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

6～15. 市道6656号線～市道6665号線

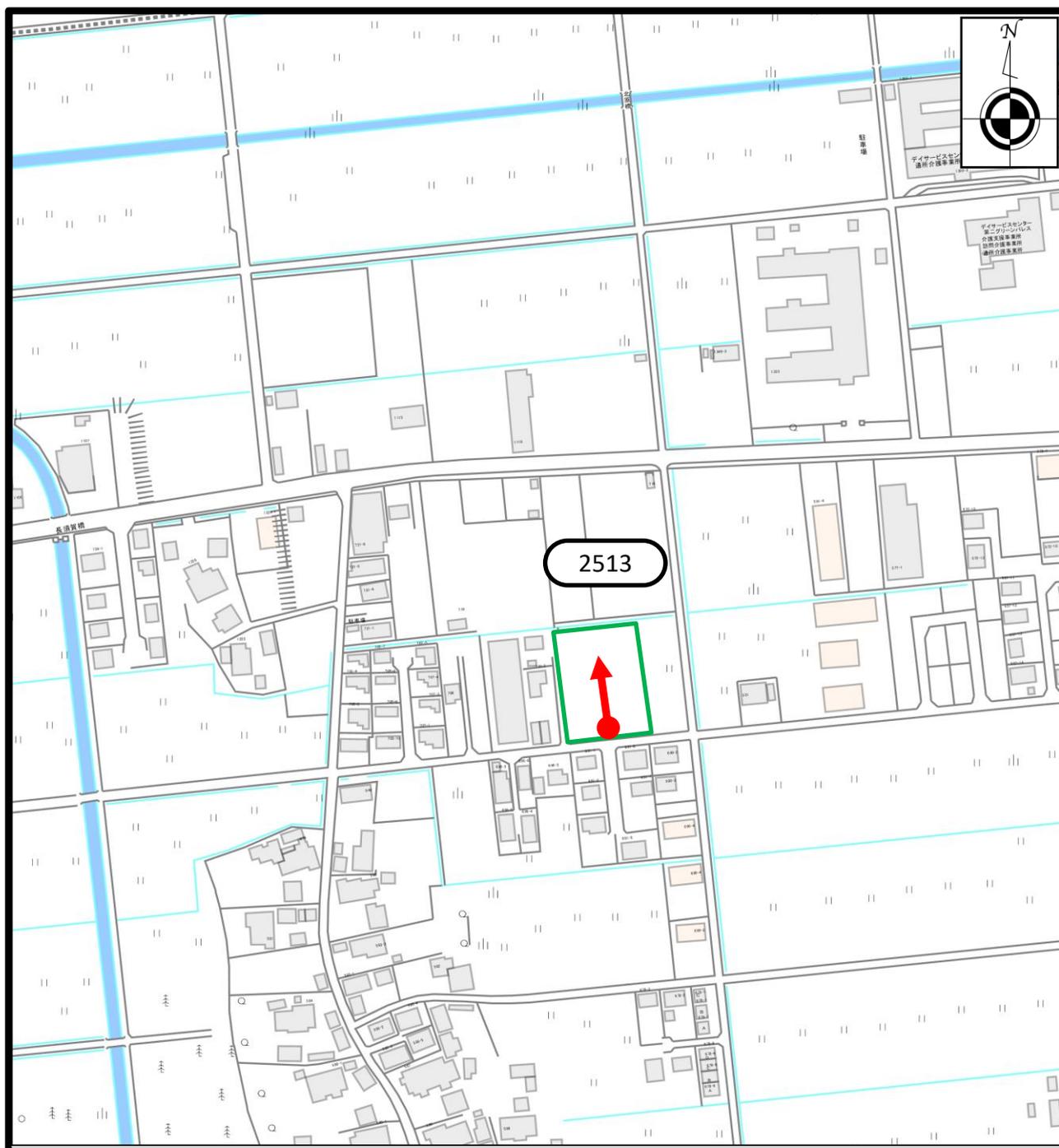


| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|-------|------|------|
| 6 | 6656 | 234.1 | 6.0 | 10.3 |
| 7 | 6657 | 116.7 | 6.0 | 10.3 |
| 8 | 6658 | 86.7 | 6.0 | 10.3 |
| 9 | 6659 | 86.7 | 6.0 | 10.3 |
| 10 | 6660 | 86.7 | 6.0 | 10.3 |
| 11 | 6661 | 86.7 | 6.0 | 10.3 |
| 12 | 6662 | 195.0 | 6.0 | 10.3 |
| 13 | 6663 | 94.0 | 6.0 | 10.2 |
| 14 | 6664 | 14.0 | 4.0 | 4.0 |
| 15 | 6665 | 24.0 | 4.0 | 4.0 |

(単位：メートル)



16. 市道2513号線



| 整理番号 | 市道番号 | 延長 | 最小幅員 | 最大幅員 |
|------|------|------|------|------|
| 16 | 2513 | 41.4 | 5.0 | 9.2 |

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域